

1. 商品名 (愛称)	普通預金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期 間	・期間の定めはございません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 随時払戻ができます。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課 税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。(変動金利) ・ 毎年2月と8月の当行所定の日に普通預金元本に組入れします。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算によって算出します。 ・ 個人：分離課税(20%) ※ただし、平成25年1月1日～令和19年12月31日までにお受取りになる利息については復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・ 法人：総合課税
7. 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュカードによる払戻等にあたっては、手数料をいただく場合がございます。(CD・ATMのご利用案内をご参照願います) <p><未利用口座管理手数料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最後のお取引(お預入れまたは払戻し)から2年以上お取引がない場合、未利用口座としてお取り扱いします。(総合口座を含みます) (当該預金口座のお利息の元本組入れ・本手数料の引落としは、お預入れまたは払戻しに該当しません) ・ 未利用口座の対象となる場合、事前に書面等にてご案内します。(事前通知が延着または到着しなかった時でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします) ・ ご案内後、一定期間(約3ヵ月)経過後もお取引がない場合に、対象預金口座から年間1,320円(税込)を引落しします。 (盗難・紛失等によりご利用を停止されている預金口座も本手数料の対象となります) ・ 預金残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、預金残高を本手数料の一部として充当し、当該預金口座は自動的に解約します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ つぎのいずれかに該当する場合は、未利用口座の対象外です。 ①当該預金口座の残高が 10,000 円以上 ②対象預金口座と同一店で定期性預金・公共債・投資信託・外貨預金・金融商品仲介のお取引がある場合 ③対象預金口座と同一店で融資取引（カードローン等含む）がある場合 ④クレジットカード「I be One」・いわぎんデビットカード「SakuSaku!」利用口座 ⑤新総合口座（愛称イーハトーヴ）・教育資金贈与専用口座・後見支援制度支援預金口座・民事信託専用口座・前払預託口座
<p>8. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座、新総合口座（愛称イーハトーヴ）でのお取扱いができます。 ・ 定期預金との間で資金を自動振替できるスウィングサービスのお取扱いができます。 ・ 個人の場合、法令に定められた条件を満たせばマル優のお取扱いができます。 ・ 口座振替特約のご契約によって公共料金やクレジット代金等の自動支払いのお取扱いができます。 ・ 給料や年金等の受取口座のお取扱いができます。
<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>10. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座（新総合口座を含む）のご利用は当行の本支店間でお1人1口座に限ります。 ・ 公共料金の口座振替のお申込みは郵送でご契約ができるメールオーダーサービス「ポストにポン」をご利用できます。 ・ 金利については窓口までお問い合わせ願います。
<p>11. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772